

～農業委員会からのお願い～

農地を転用 するときは 農地法の許可 が必要です。

農地を転用する時には、転用事業に着手する前に農業委員会へ所定の許可申請書と必要添付書類を提出していただき、許可を受ける必要があります。

転用とは・・・農地を農地以外の用地（例：住宅等の建物敷地、墓地、駐車場など）に転換することです。（※なお、一時的に資材置場等に利用する場合も転用になります。）

- 農地法4条許可・・・自己所有の農地を転用する場合
- 農地法5条許可・・・所有権移転を伴い農地を転用する場合

転用できるかどうかの確認は？

（詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。）

①中山間直接支払制度への加入農地ですか？

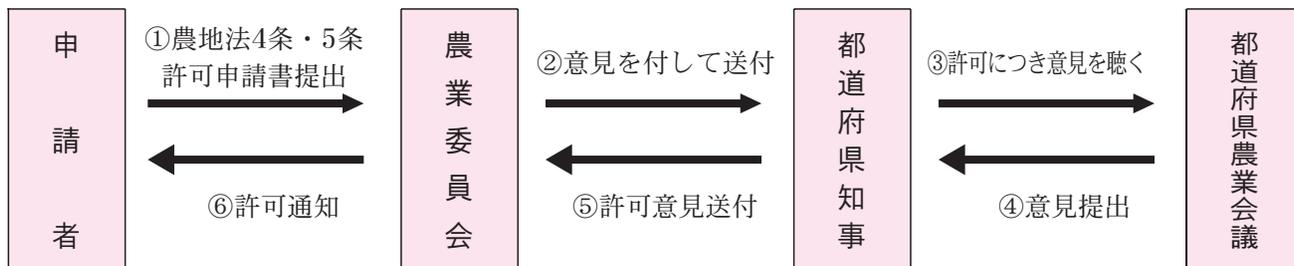
→中山間直接支払制度に加入している期間（5年間）の転用は原則できません。

②農業振興地域内農地ですか？

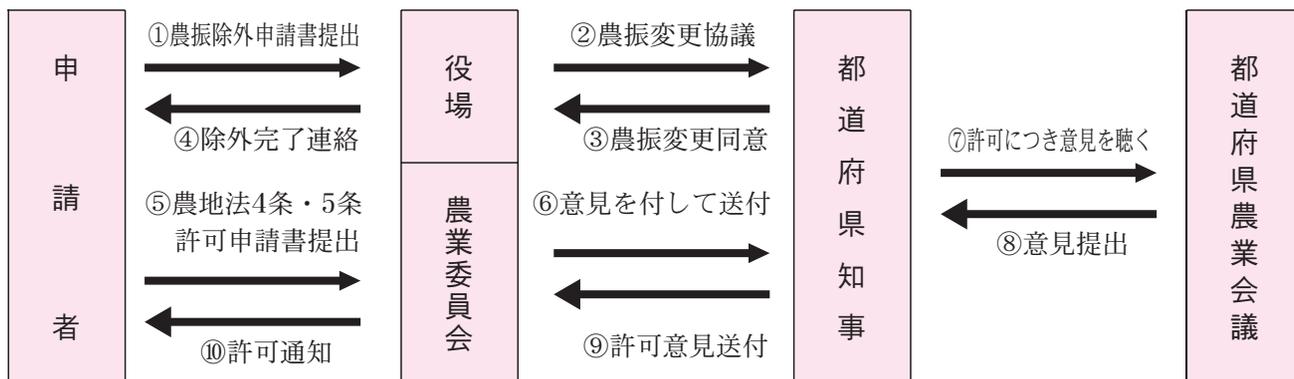
→村内の多くの農地は、農業振興地域の指定を受けており、その区域内の農地は原則として転用できません。

転用の手順

*対象農地が農業振興地域外農地の場合



*対象農地が農業振興地域内農地の場合



※農振除外の申請受付は原則年2回（上期：9月／下期：3月を予定）です。

農振除外・農地転用申請可能か否か等、詳細につきましては役場及び農業委員会事務局までご相談下さい。

お問い合わせ先：西粟倉村農業委員会事務局／西粟倉村役場 ☎279-2111